

MOLグループ団体総合生活補償保険のご案内

(団体総合生活補償保険 (MS & AD 型) ・ (標準型)、所得補償保険)

万一のケガや病気の補償に加えて、
お好みに応じたオプションがご選びいただけます。

MOLグループ総合補償制度だから
32%割引(注)

この機会にぜひ、ご加入ください!

(団体割引 20%、損害率による割引 15%)
(注)前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。



自動継続方式

<自動継続の取扱いについて>

- 前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)
- 新規・ご加入内容変更または継続されない方のみ加入申込票をご提出ください。

申込締切日 4月6日(月)

保険期間	2026年6月1日午後4時から2027年6月1日午後4時
保険料払込方法	8月給与より給与天引き(月払)

加入申込票提出先 商船三井興産株式会社 保険事業部



MOLグループ団体総合生活補償保険のご案内 (団体総合生活補償保険・所得補償保険)

団体総合生活補償保険 (MS & AD 型) 病気の保険

			補償対象地域			詳細ページ
			国内	国外		
基本補償	入院	病気で入院したとき	○	○	疾病入院保険金 1日につき 10,000円、5,000円、3,000円 から選べます。	5ページ
	通院	病気で通院したとき	○	○	疾病通院保険金 1日につき 5,000円、2,500円、1,500円 から選べます。	5ページ
	手術	病気で手術をしたとき	○	○	入院中に受けた手術は疾病入院保険金日額の 20倍 の額 入院中以外の手術は疾病入院保険金日額の 5倍 の額	5ページ
	放射線治療	病気で放射線治療を受けたとき	○	○	疾病入院保険金日額の 10倍 の額	5ページ
オプション	先進医療・拡大治験・患者申出療養	病気やケガにより国内で先進医療等を受けたとき	○	×	先進医療・拡大治験・患者申出療養 1,000万円 まで	6ページ
	がん診断一時金 ^{※1}	がんと診断確定されたとき	○	○	がん診断一時金 50万円、100万円 から選べます。	6ページ
	抗がん剤治療 ^{※2}	がん治療を目的とする抗がん剤治療を開始されたとき	○	○	抗がん剤治療 ^{※2} 5万円 または 10万円 (月ごと)	6ページ
	親介護一時金	親御さま(特約被保険者)が要介護状態 ^{※3} となりその要介護状態が30日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。	○	○	親介護一時金 100万円	7~8ページ
	親の介護による休業補償	要介護状態(要介護2以上の状態) ^{※3} である親御さま(介護対象者)を介護するため子(被保険者)が所定の休業を取得した場合	○	○	親の介護による休業補償 7万円、10万円、15万円、20万円、25万円、30万円(月額) から選べます。	7~8ページ
終身保障への移行について			医療保険Aセレクトupのご案内			9~10ページ

※1 がん診断一時金とは「がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約」を指します。 ※2 抗がん剤治療の種類によって、お支払額は異なります。詳細は電子パンフレット「■病気の保険お支払いについて」をご覧ください。 ※3 「要介護状態」の詳細は電子パンフレット「※印の用語のご説明」をご覧ください。

所得の保険

基本補償	所得補償保険金	病気やケガで働けなくなったとき	補償対象地域		所得補償保険金額 7万円、10万円、15万円、20万円、25万円、30万円 から選べます。	詳細ページ 13ページ
			国内	国外		
			○	○		

<ご加入例>

(26才男性の場合)

働きざかりの**20代**の方には

	セット名	月払保険料
病気の保険	SB	550円
ケガの保険	F1口	840円
補償充実オプション	V(日常生活賠償・受託物賠償) W(携行品)	130円 220円
所得の保険	H	497円
先進医療・拡大治験・患者申出療養オプション	T	70円
合計		2,307円

(36才男性と34才配偶者さまの場合)

結婚等でライフスタイルが変わる**30代**の方には

	セット名	月払保険料
病気の保険	SB<本人> JB<配偶者さま>	820円 1,020円
ケガの保険	F1口<本人> F1口<配偶者さま>	840円 840円
補償充実オプション	V(日常生活賠償・受託物賠償) X(ホールインワン)<本人> W(携行品)<本人> W(携行品)<配偶者さま>	130円 440円 220円 220円
所得の保険	I	910円
先進医療・拡大治験・患者申出療養オプション	T<本人>	70円
合計		5,510円(2人分)

(46才男性と44才配偶者さま・14才と10才のお子さま・70才の親御さまの場合)

守りたい家族がいる**40代**の方には

	セット名	月払保険料
病気の保険	SB<本人> JB<配偶者さま>	1,190円 1,100円
病気補償オプション	R(親介護) O(がん診断一時金)<本人>	1,030円 380円
ケガの保険	G1口(家族型)	2,940円
補償充実オプション	V1(日常生活賠償・受託物賠償) X1(ホールインワン)<本人> W1(携行品)	130円 440円 340円
所得の保険	J	2,085円
先進医療・拡大治験・患者申出療養オプション	T<本人>	70円
合計		9,705円(5人分)

(56才男性と54才配偶者さま・80才の親御さまの場合)

まだまだ現役の**50代**の方には

	セット名	月払保険料
病気の保険	SB<本人> JB<配偶者さま>	2,480円 1,810円
病気補償オプション	R(親介護) O(がん診断一時金)<本人> O(がん診断一時金)<配偶者さま>	5,910円 750円 470円
ケガの保険	F1口<本人> F1口<配偶者さま>	840円 840円
補償充実オプション	V(日常生活賠償・受託物賠償) X(ホールインワン)<本人>	130円 440円
先進医療・拡大治験・患者申出療養オプション	T<本人>	70円
合計		13,740円(3人分)

		補償対象地域	補償対象地域		詳細ページ	
			国内	国外		
基本補償	死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害がのこったとき	○	○	傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金 最高 200万円 （1口あたり）	11 ページ
	入院	ケガで入院したとき	○	○	傷害入院保険金 1日につき 3,000円 （1口あたり）	11 ページ
	通院	ケガで通院したとき	○	○	傷害通院保険金 1日につき 2,000円 （1口あたり）	11 ページ
	手術※	ケガで手術したとき	○	○	入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の 10倍 の額 入院中以外の手術は傷害入院保険金日額の 5倍 の額	11 ページ
オプション	日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を問われたとき	○	○(※)	日常生活賠償保険金 3億円 まで (※)誤って線路に立ち入ってしまったこと等により電車等を運行不能にした場合は除きます。詳細は電子パンフレット「■ケガの保険お支払いについて」をご覧ください。	12 ページ
	受託物賠償	レンタルした財物を過って壊したときなど	○	○	受託物賠償責任保険金 30万円 まで（免責金額 5,000円）	12 ページ
	携行品補償	外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど	○	○	携行品損害保険金 50万円 まで（免責金額 3,000円） 注：携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または、1対のものについて10万円が限度となります。	12 ページ
	ホールインワン・アルパトロス費用	日本国内でホールインワンまたはアルパトロスを達成したとき（祝賀会用等の費用）	○	×	ホールインワン・アルパトロス費用保険金 50万円 まで 注：原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルパトロスはお支払いの対象にはなりません。詳細は電子パンフレット「■ケガの保険お支払いについて」をご覧ください。	12 ページ
	住宅内生活用動産	火災などにより家財に損害を被ったとき（国内のみ補償）	○	×	住宅内生活用動産保険金 500万円 まで（免責金額 3,000円）	12 ページ
	救援者費用等	ハイキング中に遭難し、搜索救助の費用や交通費等を負担したときなど	○	○	救援者費用等保険金 200万円 まで	12 ページ
	キャンセル費用	親の入院により旅行のキャンセル料がかかった場合など	○	○	キャンセル費用保険金 50万円 まで (免責金額 1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)	12 ページ

※日常生活賠償オプションをつければ、示談交渉の際も安心です！



示談交渉サービスについて

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合は、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。
- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
 - 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
 - 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

偶然な事故でのさまざまな **ケガ** による
入院、手術、通院、死亡・後遺障害を補償します。
(交通事故によるケガも含まれます。)
入院1日からでも通院1日でも
お支払いの対象となります。
国内外を問わず補償します。
(オプションの一部を除きます。)

●天災危険補償特約
●熱中症危険補償特約
がセットされています

以下の特約が自動でセットされています。

◆天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（傷害死亡・傷害後遺障害、傷害入院、傷害手術、傷害通院）を補償します。



◆熱中症危険補償特約

日射または熱射による身体の障害の場合も（傷害死亡・傷害後遺障害、傷害入院、傷害手術、傷害通院）補償します。



病気の保険 ー個人タイプー



基本補償 (病気)

入院	病気で入院したとき 1回の入院につき180日まで	保険金額			月払保険料
		1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	
通院	病気で通院したとき 退院後の通院につき30日まで	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円	1日につき 1,500円	下記参照
手術	病気で手術をしたとき	入院中に受けた手術は疾病入院保険金日額の20倍の額、入院中以外の手術は疾病入院保険金日額の5倍の額			
放射線治療	病気で放射線治療を受けたとき	疾病入院保険金日額の10倍の額			
セット名	①三大疾病重視型	SA	SB	SC	
	②女性特定疾病重視型	JA	JB	JC	
	③基本型	A	B	C	

※三大疾病重視型 (SA, SB, SC) では、三大疾病 (がん (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) の治療を目的とする場合、基本部分の保険金額の2倍の額をお支払いします。
 ※女性特定疾病重視型 (JA, JB, JC) では、女性特定疾病の治療を目的とする場合、基本部分の保険金額の2倍の額をお支払いします。女性特定疾病については、電子パンフレットの「※印の用語のご説明」をご参照ください。
 ●疾病手術保険金等支払倍率変更特約をセットしていますので、疾病手術保険金について、入院中に受けた手術の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 20 に変更しています。
 ●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。
 ●入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払い対象外となります。

被保険者の満年齢 (2026年6月1日時点)										
月払保険料	セット名	①三大疾病重視型			②女性特定疾病重視型			③基本型		
		SA	SB	SC	JA	JB	JC	A	B	C
生後15日~4才		1,080円	550円	330円	1,170円	590円	350円	970円	480円	290円
5~9才		820円	400円	250円	880円	430円	260円	730円	360円	220円
10~14才		390円	200円	120円	430円	220円	130円	350円	180円	110円
15~19才		420円	220円	130円	500円	250円	150円	390円	200円	120円
20~24才		700円	350円	220円	870円	440円	270円	670円	330円	200円
25~29才		1,090円	550円	330円	1,440円	720円	430円	1,010円	510円	300円
30~34才		1,530円	760円	450円	2,050円	1,020円	620円	1,370円	680円	410円
35~39才		1,660円	820円	500円	2,180円	1,080円	660円	1,430円	710円	430円
40~44才		1,780円	890円	530円	2,210円	1,100円	660円	1,460円	730円	440円
45~49才		2,370円	1,190円	710円	2,710円	1,360円	810円	1,860円	930円	560円
50~54才		3,410円	1,710円	1,030円	3,630円	1,810円	1,090円	2,560円	1,280円	770円
55~59才		4,960円	2,480円	1,490円	5,070円	2,530円	1,520円	3,600円	1,810円	1,080円
60~64才		7,370円	3,690円	2,210円	7,460円	3,730円	2,230円	5,310円	2,660円	1,590円
65~69才		11,400円	5,700円	3,420円	11,430円	5,710円	3,430円	8,210円	4,110円	2,460円
70~74才		17,070円	8,540円	5,120円	16,950円	8,480円	5,090円	12,240円	6,120円	3,670円

●保険料は5才ごとの年齢区分となり、年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますので、ご了承ください。

被保険者 (補償の対象者) 本人(*)となれる方の範囲

●株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族 (配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。) です。
 (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
 ●保険期間の開始時点および更新日時点で生後15日以上満74才以下の方かつ、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方となります。
 ◆過去の健康に関する告知により補償対象外の病気・症状がある方◆
 現在の症状を「健康状況告知書質問事項回答書」に回答いただければ、改めて継続いただける場合があります。詳細は本パンフレット「特定の疾病・病状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ」をご覧ください。
 ※保険期間の途中で被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

病気の保険 ー個人タイプー オプション①②③

オプション

①	先進医療・拡大治験・患者申出療養	病気やケガにより国内で先進医療・拡大治験・患者申出療養を受けたとき	1,000万円	T	70円
<p>❓ 先進医療・拡大治験・患者申出療養とは 「先進医療」「拡大治験」「患者申出療養」で発生する高額な治療費やこれらを受けるためにかかる医療機関までの交通費、宿泊費 (1泊1万円限度) も補償します。 ※詳細は電子パンフレット「■病気の保険お支払いについて」をご覧ください。</p>					
②	がん診断一時金*	がんと診断確定されたとき	50万円 100万円	O P	下記参照
<p>*がん診断一時金とは「がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約」を指します。</p>					
③	抗がん剤治療	がん(*)治療を目的とする抗がん剤治療を開始されたとき (*抗がん剤治療においては上皮内新生物を含みません。)	5万円	N	下記参照



POINT がんになったときの急な出費や高額な治療費に備えるための保険です。

被保険者の満年齢 (2026年6月1日時点)			
月払保険料	セット名	がん診断一時金	
		O	P
生後15日~4才		10円	20円
5~9才		10円	20円
10~14才		10円	20円
15~19才		10円	20円
20~24才		20円	30円
25~29才		50円	100円
30~34才		100円	200円
35~39才		160円	320円
40~44才		250円	510円
45~49才		380円	760円
50~54才		470円	940円
55~59才		750円	1,500円
60~64才		1,460円	2,930円
65~69才		1,960円	3,930円
70~74才		2,520円	5,040円

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
 ●保険料は5才ごとの年齢区分となり、年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますので、ご了承ください。

被保険者の満年齢 (2026年6月1日時点)			
月払保険料	セット名	抗がん剤治療	
		男	女
生後15日~4才		50円	170円
5~9才		50円	170円
10~14才		50円	170円
15~19才		50円	170円
20~24才		50円	170円
25~29才		50円	340円
30~34才		50円	540円
35~39才		100円	540円
40~44才		150円	1,320円
45~49才		150円	2,270円
50~54才		500円	2,860円
55~59才		890円	2,860円
60~64才		1,550円	2,650円
65~69才		2,360円	2,650円
70~74才		3,490円	2,440円

保険商品の構成
 病気の保険
 終身保険への移行について
 ケガの保険
 所得の保険
 Q & A
 注意事項
 パンフレット一部
 電子化について
 記入例
 ご契約者さま専用ページのご案内

病気の保険 オプション④⑤ 仕事と介護を両立させるために

親介護一時金 親の介護による休業補償

親介護補償オプション [親介護補償]

④ 親介護一時金(*)	親御さま(特約被保険者)が要介護状態*となりその要介護状態が30日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。 ※「要介護状態」とは、公的介護保険制度に基づく要介護2以上の効力が生じた等の状態をいいます。詳細は電子パンフレット「※印の用語のご説明」をご覧ください。	保険金額	セット名	月払保険料
		100万円	R	下記参照

(*)介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

⑤ 親の介護による休業補償(*)	要介護状態*である親御さま(介護対象者)を介護するため子(被保険者)が所定の休業を取得した場合(免責期間:0日、てん補期間:12か月) ※「要介護状態」とは、公的介護保険制度に基づく要介護2以上の効力が生じた等の状態をいいます。詳細は電子パンフレット「※印の用語のご説明」をご覧ください。	保険金額(月額)	セット名	月払保険料
		7万円	K1	下記参照
		10万円	K2	
		15万円	K3	
		20万円	K4	
		25万円	K5	
		30万円	K6	

(*)要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。定期所得(賞与を除きます)の平均月間所得額以下の範囲となるようプランを選択ください。

親の介護が必要になったら…あなたは「その日」に備えていますか？

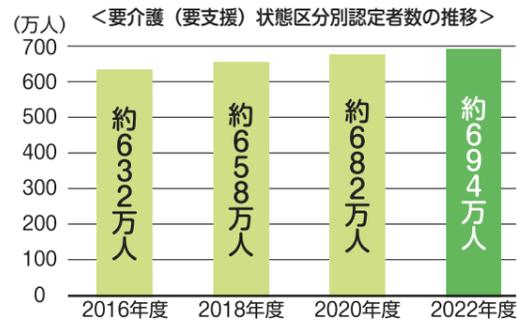
超高齢社会到来!!

ご両親の介護は、他人事ではありません!

要介護(要支援)の認定者数は年々増え続け、2016年度からの6年間で約1.1倍に。

(出典:厚生労働省 令和4年度介護保険事業状況報告(年報))

脳卒中や転倒・骨折等をきっかけに要介護状態になる高齢者もあり、「親の介護は突然やってくる」といえます。親の介護が必要となったときに「介護を理由に仕事を辞めない」ためには、あらかじめ経済的な備えをしておくことが重要です。



親御さま(特約被保険者)の満年齢(2026年6月1日時点)		親御さま(介護対象者)の満年齢(2026年6月1日時点)							
親介護一時金		親の介護による休業補償							
月	セット名 R	月	セット名	K1 (7万円)	K2 (10万円)	K3 (15万円)	K4 (20万円)	K5 (25万円)	K6 (30万円)
月払保険料	20~39才	10円	20~39才	10円	10円	10円	10円	20円	20円
	40~44才	10円	40~44才	10円	10円	10円	10円	20円	20円
	45~49才	20円	45~49才	10円	10円	20円	30円	40円	40円
	50~54才	40円	50~54才	20円	30円	50円	60円	80円	100円
	55~59才	80円	55~59才	50円	70円	110円	150円	190円	220円
	60~64才	190円	60~64才	120円	170円	260円	340円	430円	510円
	65~69才	450円	65~69才	280円	400円	600円	800円	1,000円	1,210円
	70~74才	1,030円	70~74才	640円	910円	1,370円	1,820円	2,280円	2,730円
75~79才	2,280円	75~79才	1,420円	2,030円	3,050円	4,070円	5,080円	6,100円	
80~84才	5,910円	80~84才	3,690円	5,280円	7,910円	10,550円	13,190円	15,830円	

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。
●保険料は5才ごとの年齢区分別となり、年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますので、ご了承ください。

被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲

●株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。ただし、「親の介護による休業補償(K1~K6セット)」については、株式会社商船三井およびそのグループ会社の従業員に限ります。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

※保険期間の途中で被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

●特約被保険者・介護対象者(親御さま)となれる方は、上記被保険者の親御さま(姻族を含む2名まで)で、保険期間の開始時点および更新時点で満20才以上満84才以下の方かつ、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方になります。



このような場合に役立ちます!

親介護一時金

親介護一時金額の全額を一時金として受け取れるため、介護に伴う出費に自由に充ていただけます。

例えば…

- ・初期費用の補填に
- ・介護用品の購入やレンタル費用に
- ・別居の親御さまの介護のための帰省費用に など

現状の公的介護保険制度では足りないケースも想定されます。実際の事例を紹介します。

所定の要介護状態となり、自宅で介護するためトイレの改修、玄関・階段の手すりつけ、浴室の改修を行った場合

トイレの改修	排泄に介助が必要となったので、入口の引き戸への変更、手すりの取り付け、和式便器から洋式便器への交換をしました。	300,000円
玄関・階段の手すり	歩行に介助が必要となったので、玄関と階段に手すりをつけました。	100,000円
浴室の改修	入浴に全面的な介助が必要となったので、段差の解消、入り口の引き戸への変更、手すりの取り付けをおこないました。	300,000円

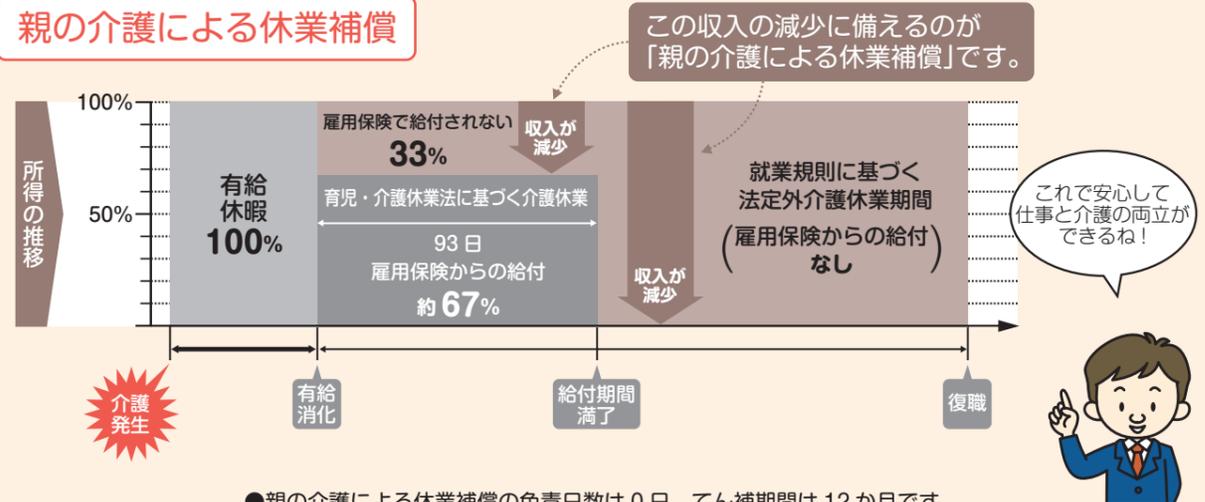
改修工事を行う場合の自己負担額の例



手すりの取り付けや段差の解消等、小規模な住宅改修に要する費用が給付されます。利用者がいったん全額を事業者を支払った後、限度額範囲内でかかった費用の9割(または8割もしくは7割)が公的介護保険から給付されます。残り1割(または2割もしくは3割)と限度額をこえた費用が自己負担になります。住宅改修費は同一住宅につき20万円(給付は18万円または16万円もしくは14万円)までが限度額となります。



親の介護による休業補償



「MOL グループ団体総合生活補償保険」(MOL 総合) の病気の保険は、75 才以降の満期日で補償が終了します。また、74 才まで5才刻みで、保険料が上がります。

所定の条件を満たせば、

「MOL グループ団体総合生活補償保険」の**病気の保険を**

一生涯の保障に移行できます!



※移行前契約と移行後契約の補償(保障)は異なります。

Q 「移行」って何ですか?

現在、「MOL グループ団体総合生活補償保険」の病気の保険に加入している **75 才** までの方が、**所定の条件** を満たす場合に、**簡単な告知** で「医療保険 A セレクトup」にご加入いただける制度です。

Q 「医療保険 A セレクトup」って何ですか?

三井住友海上あいおい生命の**終身保障**の医療保険です。保険料はご加入時のまま**一生涯変わりません**。

- 注目ポイント!**
- 移行可能年齢は **74 才** までです!
 - **抗ガン剤治療保障**
(抗ガン剤治療保障を付加できるのは「MOLグループ団体総合生活補償保険」で病気のオプション(抗がん剤) (N) をセットしていた方に限ります。)
 - **通院保障とガン診断保障も付加できます!**
(ガン診断保障を付加できるのは「MOLグループ団体総合生活補償保険」で病気のオプション(O・P) をセットしていた方に限ります。)

Q 「医療保険 A セレクトup」のパンフレットを見て「移行」を検討したいのですが?

取扱代理店にお問合せください。**パンフレット等の送付と詳しいご説明**、さらに、**ご要望に沿ったお見積**を差し上げます。



所定の条件とは?

- 医療保険Aセレクトupへの移行日時時点で、「MOLグループ団体総合生活補償保険」(病気の保険)に継続して2年以上加入していること。
- 移行日は満期日(令和8年6月1日)または、退職日の翌日であること。
- 過去2年以内に入院保険金または手術保険金の支払がないこと。
- 移行日の「MOLグループ団体総合生活補償保険」(病気の保険)の加入補償内容より補償(保障)内容が拡大・増額しないこと。
- 過去5年以内に、ガン*により医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがないこと。
(簡易告知質問事項) *ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む。

今すぐ条件を**チェック!!**



現在の「MOL グループ団体総合生活補償保険」の補償から、三井住友海上あいおい生命の医療保険

「医療保険 A セレクトup」への移行!

他の保険契約からの移行に関する特約(特定損害保険契約用)付加

医療保険 A セレクトupは「医療保険(無解約返戻金型)(25)無配当」の販売名称です。

移行前契約 (現在のご契約)

- 団体総合生活補償保険 (MS & AD型)注 (対象セット=病気の保険全プラン)

移行

移行後契約

- 医療保険 A セレクトup

注 団体総合生活補償保険 (MS&AD 型) に疾病補償特約がセットされていること

次の特約が2年以上セットされていること

- 疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (対象セット=病気の保険全プラン)

移行

主契約の手術給付金

手術 I 型 または 手術 II 型 から選択

※移行前契約に上記特約が2年以上セットされていない場合、移行後契約の主契約の手術給付金の型は手術 I 型となります。

移行前契約に以下の特約が継続して2年以上セットされている場合、移行後契約の医療保険 A セレクトupに三井住友海上あいおい生命所定の特約を付加することができます。

※移行前契約で加入している保障の範囲を拡大・増額することはできません。
※移行前契約のご契約内容によっては付加できない特約があります。

次のいずれかの特約がセットされていること

- がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
- 三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約

※上皮内新生物支払割合が100%に設定されている場合に限りです。
(対象セット=O・P)

移行

- がん診断給付特約 (無解約返戻金型) (25)

- 保険証券に疾病保障特約の疾病通院保険金の日額の記載がある。
(対象セット=病気の保険全プラン)

移行

- 通院給付特約 (無解約返戻金型) (18)

- 抗がん剤治療特約 (対象セット=N)

移行

- 抗ガン剤治療給付特約 (無解約返戻金型) (18)

- 女性特定疾病2倍支払特約 (対象セット=JA・JP・JC)

移行

- 女性疾病給付特約 (無解約返戻金型) (25)

- 先進医療費用保険金補償特約 (対象セット=T)

移行

- 先進医療特約 (無解約返戻金型) (注)

(注) 先進医療の医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。移行日時時点で先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。

- 注意**
- ★移行制度による移行の場合は、「MOLグループ団体総合生活補償保険」の病気の保険を解約、または補償(保障)を下げていただく必要がございます。
 - ★医療保険 A セレクトupの手術給付金は実費払いでなく定額(入院給付金日額の倍数※)となります。(※入院中に受けた手術:10倍(手術 I 型)・20倍(手術 II 型)、外来で受けた手術:5倍)
 - ★団体の収支悪化等により、移行制度が変更・廃止となる可能性があります。
 - ★三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によっては移行できない場合や特約が付加できない場合があります。
 - ★移行後契約は、2026年3月現在の商品に記載しています。今後変更となる場合がありますので、移行時に必ず移行後契約の商品内容をご確認ください。

※医療保険 A セレクトupのご検討に際しては、お問合せいただいた方に別途ご案内する「契約概要(移行制度専用)」「注意喚起情報(移行制度専用)」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款(移行制度専用)」を必ずご覧ください。

詳細は、別途代理店(裏表紙)までご相談ください。
2025-C-0873 (2026/01/06 - 2028/01/31)

終身保障への移行はこちら!

保険商品の構成

病気の保険

終身保障への移行について

ケガの保険

所得の保険

Q & A

注意事項

パンフレット一部電子化について

記入例

ご契約者さま専用ページのご案内

団体総合生活補償保険（標準型）

ケガの保険

基本補償（ケガ）

オプション

傷害補償 [天災危険補償特約・熱中症補償特約付]

詳細は電子パンフレット「■ケガの保険お支払いについて」、「※印の用語のご説明」をご覧ください。

一人タイプ

3名以内のご家族の方や独身の方におすすめ

限度口数：5口

●職種級別は加入申込票裏面の「職種コード一覧」をご覧ください。

	保険金額	セット名	月払保険料(1口あたり)
死亡・後遺障害	200万円	F	840円
入院	1日につき 3,000円		
通院	1日につき 2,000円	FB	1,230円

●傷害手術保険金は、入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍の額、入院中以外の手術は傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。

被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方の範囲

●株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
※保険期間の途中で被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

家族タイプ

4名以上のご家族におすすめ

限度口数：5口

●職種級別は加入申込票裏面の「職種コード一覧」をご覧ください。

	保険金額 (ご家族同額)	セット名	月払保険料(1口あたり)
死亡・後遺障害	200万円	G	家族全員で 2,940円
入院	1日につき 3,000円		
通院	1日につき 2,000円	GB	家族全員で 3,330円

●傷害手術保険金は、入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍の額、入院中以外の手術は傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。

被保険者（補償の対象者）本人(*)となれる方および自動的に被保険者（補償の対象者）となる方の範囲

●被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲は、株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
※保険期間の途中で記名被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。
●記名被保険者本人と共に自動的に被保険者（補償の対象者）となる方は、下表のとおりです。



ご家族の範囲は 線で囲まれた方々です。

- ①被保険者本人
- ②配偶者（年令は問いません。）
- ③本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子（年令は問いません。）

ご家族が被保険者です。

本人	配偶者	その他親族※
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 本人または配偶者と同居の親族
本人または配偶者と別居の未婚の子
(注1)上記の家族構成は保険金支払事由発生時のものをいいます。未婚とは婚姻歴がないことをいいます。
(注2)親族とは、本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

+補償充実オプション

	保険金額	タイプ・セット・月払保険料			
		個人タイプ		家族タイプ	
		セット名	月払保険料	セット名	月払保険料
日常生活賠償(*1)	3億円	V	130円	V1	130円
受託物賠償(*1)	30万円 (免責金額5,000円)				
携行品補償	50万円 (免責金額3,000円) 注：携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または、1対のものについて10万円が限度となります。	W	220円	W1	340円
ホールインワン・アルパトロス費用(*2)	50万円	X	440円	X1 (本人のみ補償)	440円
住宅内生活用動産(*3)	500万円 (免責金額3,000円)	Y	1,350円	Y1	1,470円
救援者費用等	200万円				
キャンセル費用	50万円 (免責金額 1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額。)	Z	70円	Z1	280円

(*1)日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金の被保険者（補償の対象者）の範囲は下記(★)のとおりです。従って、Vセットのご加入は一家族で1セットのみです。

(★)被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚のお子さまとなります。これらの方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方を被保険者とします。「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人をいいます。

(*2)●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は電子パンフレット「■ケガの保険お支払いについて」をご参照ください。

- ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(*3)被保険者の住居内の本人または本人と生計を共にする親族が所有する生活用動産が対象となります。

- ①個人タイプご加入の方で家族全員同居 → ご本人のみご加入ください。
- ②個人タイプご加入の方で単身赴任かつ子どもが就学に伴う下宿 → 単身赴任者と下宿の子どもがそれぞれご加入ください。家族型の場合は、被保険者となるご家族各々の住居内の生活用動産が対象となります。

おすすめオプション「日常生活賠償」

データでみる自転車事故のリスク

自転車による加害事故 **9,521万円の賠償判決**



判決事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(注)上記金額は判決分で加害者が支払いを命じられた金額です。裁判後の上訴等により加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)
一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故」より

保険商品の構成

病気の保険

終身保険への移行について

ケガの保険

所得の保険

Q & A

注意事項

電子パンフレット一部

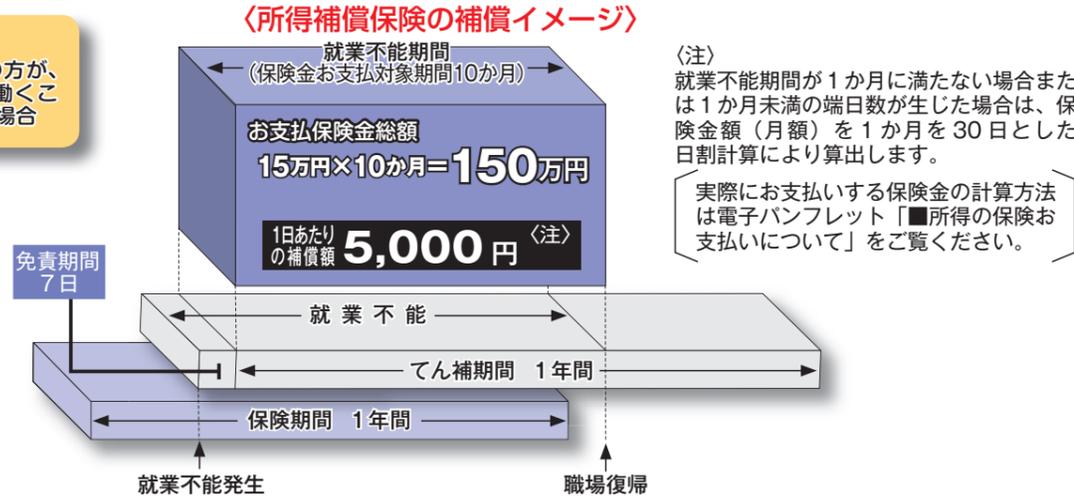
記入例

ご契約者さま専用ページの案内

所得の保険

■保険期間中に、ケガまたは病気のために、入院したり医師の治療を受けていることにより、現在のお仕事にまったくつけない状態（就業不能状態）が7日間を超えて続いたときに保険金をお支払いします。

例えば、Jセットご加入の方が、10か月と7日間働くとができなかった場合



■就業不能期間1か月につき、所得補償保険金額（月額）をお支払いします。（てん補期間1年が限度となります。）

1か月あたりお支払いする保険金 = 保険金額（月額）

※図の就業不能期間の数え方は、免責期間（7日間）終了日の翌日から起算して、てん補期間内における被保険者の就業不能日数をいいます。

※就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金をお支払いします。

所得補償保険の想定お支払事例

●Aさんが高血圧性疾患で入院、免責期間(7日間)経過後2か月と10日間会社を休んだ。(Jセット加入の場合)

■保険金額 15万円 × (2か月 + $\frac{10日}{30日}$) = 350,000円

合計 **350,000円** お支払い



セット名	H	I	J	K	L	M
保険金額 (月額)	7万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円

被保険者の満年齢 (2026年6月1日時点)

月払保険料	20代	497円	660円	975円	1,060円	1,500円	1,830円
	30代	581円	910円	1,425円	1,820円	2,075円	3,090円
	40代	833円	1,320円	2,085円	2,720円	3,650円	3,900円
	50代	1,197円	1,680円	2,640円	3,580円	4,075円	5,160円
	60代	1,323円	1,890円	2,895円	4,240円	5,300円	6,300円

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割引率が適用されます。

■保険金額（ご契約金額）の設定について

所得補償保険金額は、被保険者が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の50%の範囲内で適正となるよう設定してください（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません）。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

よくあるご質問

Q & A

皆さまからよくあるご質問をまとめました。



手続きについて

Q 何才でも加入はできますか？

A <病気の保険>は被保険者本人が生後15日～満74才まで、親介護一時金支払特約は親御さま（特約被保険者）の年齢が満84才まで、親の介護による休業補償特約は親御さま（介護対象者）の年齢が満84才まで、<所得の保険>は被保険者本人が満69才まで加入可能です。<ケガの保険>について年齢制限はございません。 ※年齢は保険始期日（2026年6月1日）現在の満年齢となります。

Q 病気の保険、ケガの保険は同居していない実家の両親は加入できますか？

A 社員本人の両親であれば、同居していなくても加入できます。詳しくは本パンフレットの「被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲」をご参照ください。

Q 健康に関する告知は必要ですか？

A <病気の保険>、<所得の保険>または親介護補償オプションに新規加入または補償を増額、拡大する場合は必要になります。途中でそれらの補償を追加される場合にも告知が必要です。 ※<ケガの保険>の場合にも、「生年月日」「年齢」は記載が必要です。

Q 特定の疾病について保険金をお支払いしない条件で加入していましたが、その後病気が完治しました。告知を変更することはできますか？

A 継続時に、あらためて健康に関する告知を行うことにより、特定の疾病について保険金をお支払いしない条件を削除して継続加入いただくことができます。詳細は本パンフレット「特定の疾病・病状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ」をご覧ください。

Q 税法上の保険料控除の対象となりますか？

A 病気の保険（親の介護による休業補償特約を除く）、所得の保険は対象となります（2025年12月現在）ので、本パンフレットの「税法上の取扱い」をご参照ください。



家族のために、入っておこうかな・・・

被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲

- 株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員ご本人（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 現在お働きになられている方で、保険期間開始時点で満20才以上満69才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
- ◆過去の健康に関する告知により補償対象外の病気・症状がある方
- ◆現在の症状を「健康状況告知書質問事項回答書」に回答いただければ、改めて継続いただける場合があります。詳細は本パンフレット「特定の疾病・病状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ」をご覧ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。
 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。
「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
 保険金額（ご契約金額）
 保険期間（保険のご契約期間）
 保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
 以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
 内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。
記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
 「年齢」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入ください。
 *ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取扱うことがあります。
- または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？
 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
 *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。
 上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「**複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ**」ご確認ください。
 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「**所得補償保険をお申込みの場合のみ**」ご確認ください。
 保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるようなタイプでお申込みされていますか？
- ◆「**健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ**」ご確認ください。
 被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
- この保険制度に新規加入される場合
 - 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
 - 既にご加入されているが継続されない場合

病気の保険（団体総合生活補償保険（MS & AD型））・所得の保険（所得補償保険） 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をとお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。
- 病気の保険の場合 (*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。
 - 所得の保険の場合 (*) 保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性
 健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身（WEBでお申込みいただく場合はお申込人）が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

病気の保険の場合

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答を記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。
親の介護による休業補償特約	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者（子）がご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、介護対象者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を介護対象者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い
 「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い
 ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
 ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

病気の保険の場合

- 「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容（○：あり、×：なし）	回答が必要な質問事項（○：回答要、×：回答不要）		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

- 「親介護補償」「親の介護による休業補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金・休業専用」の告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約
	抗がん剤治療特約
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護
親の介護による休業補償	親の介護による休業補償特約

所得の保険の場合

- 「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- 「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ
 ※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。
 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

保険商品の構成

病気の保険

終身保険についての

ケガの保険

所得の保険

Q & A

注意事項

パンフレット一部電子化について

記入例

ご契約者さま専用ページのご案内

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

病気の保険の場合

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*4)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験、または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*5)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 <small>親介護</small>	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時」をいいます。
- (*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
- (*4)発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*5)転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にご加入した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

所得の保険の場合

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (*2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

病気の保険の場合

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
抗がん剤治療特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約 <small>親介護</small>	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
親の介護による休業補償特約	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し、訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

疾病			本人介護	特定疾病対象外欄
質問1	質問2	質問3	質問4	
KA	LKH	LJA		506 疾病コード R0 三住 太郎
はい 3	はい 3	はい 3		507 疾病・症状名(カナ) R0 三住 太郎
いいえ 4	いいえ 4	いいえ 4		

※告知者ご署名欄
LWS 告知日
令和X年10月1日 三住 太郎



- 各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

所得の保険の場合

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。
(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。
- ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

※健康状況告知書質問事項回答欄(※)

質問1	質問2	特定疾病対象外欄
LSP	LSP	L60 疾病 疾病・症状名 カナ R0 三住 太郎 三住 太郎
はい 3	はい 3	
いいえ 4	いいえ 4	

※告知者ご署名欄
LWS 告知日
X年10月1日 三住 太郎

<告知の結果、お引受けできない場合>

- ご加入をご継続いただくことができません。
- 各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



保険商品の構成

病気の保険

終身保険への移行

ケガの保険

所得の保険

Q & A

注意事項

電子化について

記入例

ご契約者さま専用ページのご案内

【お知らせ】 パンフレット記載の一部電子化について

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）等は、下記二次元コードリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDF ファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。

PDF ファイルによるご提供を希望されない場合、あるいは PDF ファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

↓掲載ページはこちら↓

商船三井興産株式会社 保険事業部

HP : <https://www.mo-kosan.co.jp/insurance>



STEP1

「MOL グループ社員・OB の皆様」
のページをクリック

MOLグループ社員・OBの皆様

MOLグループ 社員様専用ページ >

MOLグループ OB様専用ページ >

(団体版自動車保険のご継続お手続きはこちらよりお入りください)

STEP2

「MOL グループ 社員様専用ページ」
をクリック



団体保険

MOLグループ様専用の、お得な各種団体保険も取り扱っております。

<p>MOLグループ総合補償制度</p> <p>パンフレット 重要事項説明書</p>	<p>お見送りのご相談・資料のご請求など</p> <p>お見送りのご相談や、パンフレット等資料のご請求はお気軽に当社までご連絡ください。</p> <p>東京 0120-853-370 大阪 0120-975-308</p> <p>メールでの当社お問い合わせ</p>
<p>MOLグループ団体生命保険</p> <p>パンフレット MOVIE</p>	
<p>ささえ (団体総合生活保険 団体長期養老付補償)</p> <p>パンフレット MOVIE</p>	
<p>ゴルフアー向け保険 (団体総合生活補償保険)</p> <p>パンフレット</p>	

STEP3

「MOL グループ 総合補償制度」欄
のパンフレットおよび重要事項説明書
をクリック

※実際の画面と相違する場合があります。

*リンク先の PDF ファイルはご自身の端末に
保存または印刷ください。

*書面でのご配布を希望される方は代理店・扱
者までご連絡ください。

保険商品の構成

病気の保険

終身保険への
移行について

ケガの保険

所得の保険

Q & A

注意事項

パンフレット一部
電子化について

記入例

ご契約者さま
専用ページのご案内

加入申込票記入時のポイント

加入申込票の色が保険によって異なっています。

- 黄色の加入申込票はケガの保険・所得の保険お申込み用です。
- 緑色の加入申込票は病気の保険お申込み用です。

ご注意事項

- 鉛筆、フリクションなどの消せるペンでの記入は不可です。
- 名前はカナが必要。署名はかい書（データ入力をするためです）。
- 健康に関する告知の訂正は、①二重線で消す ②正しい内容を記入 ③被保険者の訂正署名（訂正項目付近に）をお願いします。

- 必ずお選びください。
新規に加入する：全員が新規加入の場合
継続加入しない：全員が継続しない場合
内容を変更する：上記以外
- 在籍会社（出向元会社）をご記入ください。
- 年令：保険始期日時点の満年令
※ 被保険者と団体との関係は「◆団体との関係」より選んでください。

- 4～8は病気の保険・所得の保険へ新たにご加入される方、またはご継続時に保険金額を増額される方のみご確認ください。

下記はイメージです（実際の加入申込票ではありません。）

団総MSAD型 加入申込票 兼 健康状況告知書

STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

ご記入にあたって

390 合計保険料 (一回分) 前年合計保険料 (一回分)

受付日 (社内使用欄) 計上用

4 健康に関する告知

疾病を補償するセットに加入する場合は、告知をしてください。

健康状況告知書質問事項回答欄

最終頁裏面の質問事項に正確にご回答ください。

質問① 質問② 質問③

はい はい はい

いいえ いいえ いいえ

特定疾病対象外欄

506 疾病コード 三友太郎

507 疾病・症状名(カタカナ) 三友太郎

お引受け可否は最終頁裏面を参照ください

告知者ご署名欄 (注1)をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者の年齢が15才未満の場合は、親権者のうちいずれの方が署名してください。

LW8 (告知日) 令和 R 年 X 月 XX 日

(告知者ご署名) 三友 太郎

5 質問①・②のいずれかが「はい」の場合お引受けできません。

6 質問3は告知不要のため、ご回答不要です。

7 再告知をされる場合は二重線で削除の上、訂正署名をお願いいたします。詳細は本パンフレット「特定の疾病・病状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ」をご覧ください。

8 満15才未満の被保険者は親権者の告知と署名が必要です。

被保険者：三友次郎（13才） 親権者：三友花子
[正しい取付] 親権者 三友花子による告知と署名

告知者ご署名欄 (注1)をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者の年齢が15才未満の場合は、親権者のうちいずれの方が署名してください。

LW8 (告知日) 〇親権者 三友 花子 日

(告知者ご署名) ×三友 太郎

保険商品の構成
病気の保険
ケガの保険
所得の保険
終身保険への移行について
Q & A
注意事項
パンフレット一部電子化について
ご契約者さま専用ページのご案内

病気の保険 親介護補償オプションにご加入される方はこちらもご覧ください

親介護補償記入時のポイント

加入申込票の色が保険によって異なっています。

- 黄色の加入申込票はケガの保険・所得の保険お申込み用です。
- 緑色の加入申込票は病気の保険お申込み用です。

ご注意事項

- 鉛筆、フリクションなどの消せるペンでの記入は不可です。
- 名前はカナが必要。署名はかい書（データ入力をするためです）。
- 健康に関する告知の訂正は、①二重線で消す ②正しい内容を記入 ③被保険者の訂正署名（訂正項目付近に）をお願いします。

下記はイメージです（実際の加入申込票ではありません）。

STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

内は必ずご記入ください。

加入申込日 令和R 年 月 日

社 員 号 017

電 話 号 011

生 年 日 980 (大) 正 (S) 昭 (H) 平 (R) 成 性 男 (女) 1 (2)

手続区分 下記のいずれかに○をしてください

- 新規に加入する → 全ての内容をご記入のうえ、ご署名をご提出ください。
- 内容を変更する → 変更する項目のみをご記入ください。
- 継続加入しない → ご署名のうえ、ご提出ください。

内容を問わず継続する場合は、ご提出不要です。

保 険 期 間 令和R 年 月 日 から 令和R 年 月 日 まで

団 体 名 〇〇〇

加入者番号 098

旧加入者番号 099

旧識別コード L17

団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)

センター送付

090 AAA 020 994

PR06 03 X LF 354④

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

(注1) 三井住友海上火災保険株式会社 宛 最終員の健康状況告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金の支払いを受けられないことがあることにご留意ください。また、個人情報取扱いに同意します。健康状況告知書ご記入のご案内を受け取り、内容を了解しました。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)疾病補償用

氏名 L67 (漢字)

生 年 日 323 (S) 昭 (H) 平 (R) 成

年 令 303 (S) 満 (才) 性 別 男 (女) 1 (2)

職業名 578 カタカナで記入

職 種 312

特約区分 介護を受ける方(親)の氏名 (特約被保険者・介護対象者)

生 年 日 大 正 (T) (S) 昭 (H) 平 (R) 成

年 令 〇 (才) 性 別 男 (女) 〇 (1) (2)

告知方法 VKE 対面 FAX・郵送 (1) (3) 電話 (2) (4) 電子メール (5) 3以外の連絡手段 (6)

告知者ご署名 VKS (告知日) 令和R 年 月 日

氏名 L67 (漢字)

生 年 日 323 (S) 昭 (H) 平 (R) 成

年 令 303 (S) 満 (才) 性 別 男 (女) 1 (2)

職業名 578 カタカナで記入

職 種 312

特約区分 介護を受ける方(親)の氏名 (特約被保険者・介護対象者)

生 年 日 大 正 (T) (S) 昭 (H) 平 (R) 成

年 令 〇 (才) 性 別 男 (女) 〇 (1) (2)

告知方法 VKE 対面 FAX・郵送 (1) (3) 電話 (2) (4) 電子メール (5) 3以外の連絡手段 (6)

告知者ご署名 VKS (告知日) 令和R 年 月 日

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求がある場合は、こちらをご確認のうえご記入ください。

331 特記事項

RSO 合計保険料 (一部分) 円 前年合計保険料 (一部分) 円

受付日 (社内使用欄) 令和 年 月 日 計上用

- 1 加入する特約に○をしてください。
- 2 親御様の**保険始期日時点**の満年齢をご記入ください。
- 3 親介護に加入する場合、告知事項の回答が必要です。「確認方法」が複数ある場合、最も番号のわかりやすい確認方法に○をしてください。
- 4 基本部分の被保険者の署名必須です。特約被保険者（親御様）の署名は不要です。満15才未満の被保険者は親権者の告知と署名が必要です。被保険者：三友次郎（13才） 親権者：三友花子 [正しい取付] 親権者 三友花子による告知と署名

告知者ご署名欄

(注1) をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれの方が署名してください。

VKS (告知日)

令和R 〇 親権者 三友 花子

(告知者ご署名)

×三友 太郎

保険商品の構成

病気の保険

終身保険への移行について

ケガの保険

所得の保険

Q & A

注意事項

パンフレット一部電子化について

記入例

ご契約者さま専用ページのご案内

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は株式会社商船三井が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- お申込人となれる方は株式会社商船三井の役員・従業員ならびに引受保険会社と株式会社商船三井が認めた株式会社商船三井の子会社・関連会社の役員・従業員に限ります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によって、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

保険金をお支払いする場合に該当されたとき

- <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>
- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*)を終えて保険金をお支払いします。^(*)
 - (*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
 - (*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - (*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。【ご提出いただく書類】
 - 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - 引受保険会社所定の保険金請求書
 - 引受保険会社所定の同意書

- 日常生活賠償特約、ホールインワン・アルパトロス費用補償特約および所得補償保険等をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約および所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

<ケガの保険・所得の保険>

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上（幹事会社）	引受割合	92%
東京海上日動	//	8%

<ケガの保険・所得の保険>

柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本等）
- 引受保険会社所定の診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 休業・所得証明書
- 所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。）が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の保険、所得の保険】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

税法上の取扱い（2025年12月現在）

- 払い込んでいただく保険料のうち、病気の保険（親の介護による休業補償特約を除く）および所得補償保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）

に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

詳細は、三井住友海上ホームページ
(<https://www.ms-ins.com>) または
引受保険会社のホームページをご覧ください。

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険および所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は病気の保険（精神障害補償の有無は問いません）および所得の保険加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療（※）

- 健康・医療相談（医師相談は一部予約制）
- メンタルヘルス相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス（各種人間ドック機関紹介等）
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談（医師相談は一部予約制）

暮らしの相談 平日 14:00～17:00

- 暮らしのトラブル相談（法律相談）
 - 暮らしの税務相談
 - 弁護士・税理士との相談は予約制
- お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL:https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

※メンタルヘルス相談：平日9:00～21:00、土曜日10:00～18:00、メンタルヘルス相談以外：年中無休24時間対応。
*サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。
*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険商品の構成

病気の保険

終身保険への移行

ケガの保険

所得の保険

Q & A

注意事項

パンフレット部
電子化について

記入例

ご契約者さま
専用ページのご案内

ご契約者さま専用ページに登録するとWEBで見ることができます！



MOL グループ団体総合生活補償保険の加入者証が WEB でも見られて便利に！



ご契約者さま専用ページに登録することで加入者証が WEB でも見ることができます。保険の契約内容をすぐに確認したい！そんなときに役立ちます。

ご契約者さま専用ページとは
三井住友海上の個人のご契約者さま向けインターネットサービスです。

ご契約者さま専用ページ
24時間ご利用いただけるサービス
「ご契約内容の確認」「代理店の連絡先の確認」「事故連絡の窓口やロードサービス(注)受付窓口へのご連絡」等
(注)ロードサービスは「ロードサービス費用特約」がセットされたご契約にご提供しています。

STEP 1 ご契約者さま専用ページへ登録！

STEP 2 加入者証に記載されているお客さまコードを確認！

STEP 3 契約追加すると、ご加入内容が見られる！
詳しい登録方法は次ページをご覧ください。

三井住友海上の自動車保険・火災保険等にご加入のお客さまに朗報！

追加で登録をいただくことで、様々なメリットがございます。

自動車保険にご加入の方には…

ドライブ中の自動車事故の連絡、故障・ガス欠・パンク等のトラブル時にお役に立ちます！

お手元に保険証券をお持ちでなくても、代理店の連絡先や保険の契約内容のご確認、事故受付窓口やロードサービス*受付窓口へのご連絡が可能です。

*ロードサービスは「ロードサービス費用特約」がセットされたご契約にご提供しています。

火災保険にご加入の方には…

台風や地震・大雪などの災害時には保険金のご請求漏れが生じないようにメール・LINE等でご連絡が届きます！

お住まいの地域が被災した場合、保険金をお支払できる可能性があることや、事故受付窓口の連絡先を記したメール・LINEを保険会社からお送りします。

★大規模な地震や台風被害等の広域災害時、交通機関の乱れや保険会社および代理店の専用ダイヤルの回線が混み合うことにより電話につながりにくくなることが想定されます。**(特に、保険証券の紛失によるご契約内容の確認のお電話等が増える傾向がございますが、確認までにお時間を要します。)**

この機会に、登録をされていない方については、ご登録いただきますよう宜しくお願いいたします。

加入者証のご登録方法

ご契約者さま専用ページに未登録の場合

QRコード読みとり
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>

加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ
※お客さまコードが2つある場合は、一つを登録後に下段の「登録済の場合」の追加登録を行ってください。

メールアドレス(ユーザーID)、パスワード入力
加入者氏名、生年月日を入力

利用規約に同意にチェックをし、次へをタップ

入力内容に誤りがないことを確認し、次へをタップ

登録完了

※氏名カナ、生年月日は加入者証の内容と一致させる必要があります。

ご契約者さま専用ページに登録済の場合

QRコード読みとりご契約者さま専用ページへ
<https://opk.ms-ins.com/opkmsuser/AAU91.xhtml>

ログイン後、マイメニューをタップ

契約中の保険を追加するをタップ

団体損害保険 専用ボタンをタップ

加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ

入力内容・追加する加入者情報を確認し追加するをタップ

契約追加完了

(注1) スマートフォンにQRコードリーダー機能がない場合は、三井住友海上公式サイトからご登録ください。
(注2) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
(注3) 画面は予告なく変更になることがあります。

保険商品の構成

病気の保険

終身保険への移行について

ケガの保険

所得の保険

Q & A

注意事項

パンフレット一部
電子化について

記入例

ご契約者さま専用ページの案内

「団体総合生活補償保険」改定のご案内

補償内容等の主な変更点

補償内容等が変更となります。主な変更点を次のとおりご案内致しますので、変更内容をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

※所得の保険に改定はございません。

(1) ケガの保険 基本補償 特定感染症危険補償特約の廃止

昨今の特定感染症状況の変化(*)を踏まえ、ケガの保険では特定感染症危険補償特約が基本補償として廃止となります。

※病気の保険では特定感染症リスクは引き続き補償対象となります。

(*)2023年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が「新型インフルエンザ等感染症(2類相当)」から「5類感染症」に変更となっており特定感染症危険補償特約の補償対象外です。

(2) ケガの保険 基本補償 熱中症補償特約の追加

ケガの保険では新たに熱中症補償特約が基本補償として追加となります。急激・偶然・外来な日射または熱射により被った身体の障害について、傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金をお支払いします。

(3) ケガの保険 住宅内生活用動産補償特約 補償対象外となる物の範囲の変更

住宅内生活用動産補償特約で補償対象外となる物に「補聴器」を追加します。改定後は「補聴器」が補償対象外となります。

(4) 病気の保険 基本補償 疾病手術補償における花粉症手術等の対象外化

病気の保険において、鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を疾病手術補償の対象外とします。ケガの保険については、補償の対象となる手術に変更はありません。

(5) 病気の保険 先進医療・拡大治験・患者申出療養特約の一部負担金を補償対象外化

先進医療・拡大治験・患者申出療養特約で一般の保険診療と共通する部分(診察・検査・投薬・入院料等)を補償の対象外とします。改定後は健康保険の適用外となる先進医療の技術料等が補償の対象となります。

(6) 病気の保険 がん診断一時金の改定(再発・転移がんの補償対象化等)

「がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約」について、「再発がん」および「転移がん」を新たに補償対象とします。これに伴い、「継続する一連の保険期間を通じた保険金の支払限度回数に関する規定(通算支払限度回数規定)」を変更します。

改定項目	改定前	改定後
対象となるがんの範囲の拡大	原発がんのみを補償対象とする。	原発がんに加え、再発がん、転移がんも補償対象とする。(*1)
通算支払限度回数を変更	「原発巣が同一であるがん(既に保険金を支払った原発がんの再発・転移がんを含む)」について、「通算1回を限度」に保険金を支払う。	原発がん、再発がん、転移がんについて、「1年に1回を限度(=診断確定日が、前回支払済の診断確定日から1年超経過している場合)」に保険金を支払う。(*2)

(※1)再発がん、転移がんについて、それらの原発がんの診断確定日は問いません。原発がんの診断確定日が保険期間開始前の場合でも、保険期間中に再発がん、転移がんと診断確定されていれば、始期前発病免責等に該当しない場合、補償対象となります。

(※2)前回支払済の診断確定日から保険期間をまたいでいる場合でも、前回支払済の診断確定日から1年超を経過していない場合は補償対象外です。

(7) その他普通保険約款・特約の主な改定

改定項目	改定内容
「オンライン診療」「通院」の定義の変更	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険制度の医科診療報酬点数表から「オンライン診療料」が廃止されたことに伴い、「オンライン診療」の定義を変更します。加えて、電話診療を含まないことを明確化します。なお、「オンライン診療」の実質的な範囲に変更はありません。 これに伴い、「通院」の定義において、同月内に複数回オンライン診療を受診した場合で、公的医療保険制度上の「オンライン診療料」の算定が1回となる場合は、1回の通院とみなす規定を削除します。これにより、同月内に複数回受診した場合でもそれぞれを1回の通院とみなします。
契約時の年齢誤りによる無効規定の取消規定への変更	<ul style="list-style-type: none"> 契約時に被保険者年齢の告知を誤っており、当社の引受対象外であった場合に契約を無効とする規定を、取消とする規定に変更します。
「みなし通院」の補償改定	<ul style="list-style-type: none"> 実際に通院しない場合でも、傷害を被った部位を固定するためにギブス等の固定具を常時装着した場合、通院したものとみなす取扱い(みなし通院)を行ってまいりましたが、そのみなし通院における補償を以下の通り改定します。 ギブス等の定義を限定列举とすることで明確化します。なお、本改定により「デゾー固定(包帯)」「硬性コルセット」がギブス等の対象ではなくなります。 対象となるギブス等の装着部位に「顎骨・顎関節」を追加します。 固定部位が受傷部位である要件を削除し、直接受傷部位を固定していない場合でも、対象となる部位を固定していれば「みなし通院」として取り扱います。
受託物賠償責任補償の支払事由の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 受託物賠償責任補償特約について、支払要件を限定列举するような以下の約款文言を削除します。なお、補償範囲の変更はありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①受託物が住宅内に保管されている間 ②受託物が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間 </div>
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における目撃要件の明確化	<ul style="list-style-type: none"> セルフプレー時のホールインワンまたはアルバトロスは原則支払対象外となりますが、被保険者・同伴競技者以外の第三者が目撃した場合に限り補償対象となります。 この「目撃」の要件について、達成後にカップインしたボールを確認しただけの場合を含まない旨を明確化します。

速い!

便利!

かんたん!



インターネット事故受付サービスのご案内

「事故の連絡」と「保険金請求」のお手続きができるWEBシステムです。

24時間365日
手続き可能



ケガの場合は、
「事故の連絡から
保険金請求」まで
完結*



※請求額30万円以下
など所定の条件あり

病気や携行品・
生活用動産
の場合は、
「事故」の
連絡ができる



インターネット事故受付サービスのメリット



速い!

1回のWEB手続きで保険金請求
できます。
書類の郵送を待たずに、手続き
ができます。

便利・
かんたん!

スマートフォンでQRコード*
から簡単に手続きをスタート、
ガイドに従い入力するので
簡単。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

QRコード*は
こちら



※所得の保険はインターネット事故受付サービス対象外のため、以下の通りご連絡をお願いします。

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

株式会社 商船三井 人事部 労政企画チーム

〒105-8688 東京都港区虎ノ門2-1-1 TEL 03-3587-7011

●代理店・扱者

商船三井興産株式会社 保険事業部

東京都港区虎ノ門2丁目3番17号

フリーダイヤル **0120-853-370**

●引受保険会社(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社 船舶航空営業部第三課

東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22階

TEL **03-6877-5100**

(非幹事会社) 東京海上日動火災保険株式会社